

スペースシャトル・システムに関するスペースラブの開発、調達及び利用に関する協力計画のための、アメリカ合衆国と欧州宇宙研究機構の若干の加盟国政府との間の協定

1973年8月14日署名、発効

序文

アメリカ合衆国及び、1973年3月1日署名のために開放された、スペースラブ計画の実施に関する欧州宇宙研究機構の若干の加盟国と欧州宇宙研究機構との間の取極の締約国たる、ドイツ連邦共和国、ベルギー王国、スペイン、デンマーク王国、フランス共和国、イタリア共和国、ネーデルラント王国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、スイス連邦(以上の欧州諸国政府及びこの協定に加入する他の政府を以下「欧州参加主体」という。)は、

宇宙探査への挑戦及び可能性を認識し、宇宙探査のための新しいメカニズムの開発及び利用における国際協力が、関係国間の友好関係を一層強化し、世界平和に一般的に貢献することを確信し、

関係国間での宇宙分野において既に行われた、及び現在行われている相当量の協力を満足をもって想起し、

関係国間で宇宙分野において既に行われた協力を発展、拡大することを希望し、

この協力は関係国相互のため並びに全人類のために科学的、技術的及び経済的利益になることをも確信し、

アメリカ合衆国政府により欧州に拡大された合衆国のアポロ以降の計画への協力の勧誘を想起し、

アメリカ合衆国政府が他の国に平和目的のための科学・応用宇宙ミッションのための打ち上げ援助を提供する政策を確立してきたことを考慮して、

1972年12月20日に、ブリュッセルで採択された決議において表明されたアポロ以降の計画に参加するという欧州宇宙会議の決定に留意し、

欧州参加主体が、欧州宇宙研究機構(以下「ESRO」という。)に、特別プロジェクトとして、スペースラブ(以下「SL」という。)の開発を委託したことを考慮し、

アメリカ合衆国が、国家航空宇宙局(以下「NASA」という。)にスペースシャトルの開発を委託したことを考慮し、

SLの概念がスペースシャトルの能力の十分な活用に不可欠であることを考慮し、

スペースシャトル・システムに関する協力計画の実施のために作成された NASA と ESRO の間の了解覚書に留意して、

次のとおり協定した。

第1条 目的

アメリカ合衆国及び欧州参加主体は、次の事項を準備するために統合宇宙輸送・軌道システムに関する協力計画に従事するものとする。

- (1) スペースシャトルに統合される要素としての SL の最初の飛行ユニットの設計、開発及び製造並びに引渡し。
- (2) 平和目的のためのスペースシャトル及び SL の利用。
- (3) 追加 SL の製造及び調達。

(4) スペースシャトル及び SL システムの開発及び利用における適当な交換及び相互作用。

(5) 相互利益の保証としてのこの協力の適時の発展及び拡大の考慮。

第 2 条 スペースシャトル及び SL 計画の概要

A. スペースシャトル計画とは本質的に次のものをいう。地球軌道に搭載物を運搬するミッションに役立つ、7 日間以上のミッション期間中軌道上にステーションを維持し、ミッションのすべての期間を通じて搭載物の要素に対する安全監視及び管理を行い、かつ、シャトルと SL の間の自由な運動を含む乗員の収容力及び完全な居住性を与えるスペースシャトルの定義、設計及び開発。

B. SL 計画は、有人実験棟並びに、シャトルに取り付けられて一体となり、シャトル船外ミッションに基づく研究及び応用活動を行うのに適する余圧されていない機器のプラットフォーム(パレット)の定義、設計、開発及び調達の措置を講ずる。

第 3 条 協力機関及び実施

A. NASA は協力計画の合衆国の担当部分の実施のためのアメリカ合衆国政府の協力機関に指定される。ESRO 又はその後継機関は協力計画の欧州の担当部分の実施のための欧州参加主体の協力機関に指定される。

B. この協力計画の実施のための詳細な規定は、この協定と共に認証された 1973 年 8 月 14 日の NASA と ESRO の了解覚書において定められる。ESRO の後継機関の成立と同時に、この了解覚書は NASA と当該機関との間のものとみなす。

第4条 欧州参加主体の義務

欧州参加主体は、協力計画に係る欧州の担当部分として、その義務のうち次のものを有するものとする。

- (1) 相互に合意された仕様書及び日程表に従って、SL 及び関連装備を設計し、開発し、製造し、及び引き渡すこと。
- (2) アメリカ合衆国政府が必要とする追加の SL、その構成部分及び部品を、アメリカ合衆国政府が合理的な価格で調達することができるよう確保するために、欧州において必要な措置及び基盤を確立すること。
- (3) アメリカ合衆国政府のミッション運用の要求に適合するために、SL を維持するエンジニアリング上の能力を提供できるよう確保すること。
- (4) 欧州参加主体が最初の SL の完成に失敗する場合又は相互に合意された仕様書及び日程に基づいて妥当な価格でアメリカ合衆国政府が調達するための追加の SL を製造することに失敗する場合に、アメリカ合衆国における SL、その構成部分及び部品の製造を可能にするために必要な不測の事態の際の措置を準備すること。

第5条 アメリカ合衆国政府の義務

A. 協力計画に係るアメリカ合衆国政府の担当部分として、同政府は、その義務のうち次のものを負うものとする。

- (1) 関連情報及び助言を与えること。
- (2) その利用可能性及び合衆国の関係法令に従って、SL の開発及び製造に必要とされる相互に合意される援助を与え、かつ、ノウハウ及びハードウェアを含む技術の輸出措置を講ずること。

(3) 国際計画から生ずる必要を含む、アメリカ合衆国政府が必要とする、かつ、合意された日程に基づいて妥当な価格で入手できる、最初の SL の設計及び能力を実質的に複製する追加の SL、その構成部分及び部品を欧州参加主体のみから調達すること。

(4) 欧州参加主体が、合意される仕様書及び日程に基づき、妥当な価格で、SL、その構成部分及び部品を製造するのに失敗しない限り、最初の SL の設計及び能力を実質的に複製する SL の別個で独自の開発を行うことを差し控えること。

(5) 宇宙空間の平和的な探査及び利用のためのスペースシャトル・システムに統合される要素として欧州において開発された最初の SL を利用すること。

(6) 欧州参加主体に、スペースシャトル・システムの将来の利用案、特に、この協定を越えてこの協力を発展させ、かつ、拡大するために現在の SL の概念を変更させ得る将来の概念を通知する。

第 6 条 技術及び情報の入手

A. 欧州参加主体は、アメリカ合衆国政府が利用でき、かつ、この協力計画に基づく任務を成功裡に完成するために必要とされるノウハウを含む技術を入手する。この目的上、アメリカ合衆国政府は、欧州参加主体が利用することができるノウハウを含む技術を入手する。

B. アメリカ合衆国政府及び欧州参加主体が、この協力計画に基づく任務を成功裏に達成するために、相手方から必要とするノウハウを含む技術は共同で定める。ただし、アメリカ合衆国政府及び欧州参加主体は、例外的な場合に、このように定められる各々の技術を、ノウハウよりもむしろハードウェアの形で提供するような措置を講ずる権利を留保する。

C. この協力計画に基づき確認され、移転された、通常、許可及び所有権管理を必要とするノウハウを含む技術は、アメリカ合衆国政府の事前の明示の承認なしに、SL 計画において、欧州参加主体、その国民及び彼らのために行動する ESRO 以外に提供されてはならない。欧州参加主体、その国民又は ESRO が、

ノウハウを含むこの技術を協力計画に基づく開発及び製造の任務以外の、かつ、スペースシャトル及びSLの利用に関連する以外の目的で利用することを希望する場合には、この利用は、通常の商慣習及び合衆国の関係法令に基づき、隨時措置することができる。

- D. アメリカ合衆国政府は、SL計画の実施に直接に必要である場合以外は、ノウハウを含む合衆国の技術の入手の要請を隨時考慮する。
- E. この協力計画に基づき、欧洲参加主体がアメリカ合衆国政府又はその国民に移転するノウハウを含む技術は、入手可能性及び利用について同じ条件に従う。
- F. 上記に定めるノウハウを含む技術の入手は、合衆国又は欧洲における人又は団体の既存の所有権を侵害しないように行う。
- G. アメリカ合衆国政府は、欧洲参加主体に、スペースシャトル軌道システムの設計、開発及び利用に関する一般的な情報、特に、当該システムの理解に必要な一般的な情報を提供する。
- H. アメリカ合衆国政府機関が要請された情報を容易に提供することができる場合には、当該情報を無料で提供することができる。その他の場合には、アメリカ合衆国政府が有利な条件でその提供を容易にするように最善の努力を払う。
- I. アメリカ合衆国政府及び欧洲参加主体は、SLが既存の欧洲の能力の範囲内で開発することができると信ずる一方で、合衆国においてその構成部分及び業務の若干の商業的な調達が可能であることを認識する。これらの考慮にあたって、アメリカ合衆国政府は、シャトルの開発に関連する商業的に入手可能な構成部分及び業務の調達にあたって、価格、品質又は利用可能性の点で欧洲において提供される利点を完全に承認する旨の原則に従うものとする。
- J. 本条の規定は、関係法令に従うものとする。

第 7 条 シャトル及び SL の利用

- A. アメリカ合衆国政府は、国際協定及び取極に従って、協力に基づき又は実費支弁法式に基づき、スペースシャトルを欧洲参加主体及びその国民の SL ミッション(実験及び応用)に提供する。
- B. アメリカ合衆国政府は、欧洲参加主体の宇宙ミッションに関して、この協力計画への欧洲参加主体の参加の功により、搭載物が制限される場合又は日程上抵触する場合には、これが衡平であると考えて、第三国の実験又は応用に優先して、欧洲参加主体が実費を支弁する飛行について提案される実験及び応用のための、この協力計画に基づいて開発される SL の利用可能性を提供するものとする。共同飛行のために提案された実験又は応用は、継続的な合衆国の政策に従って、各提案の長所に基づき選定される。欧洲参加主体のこの提案は、その長所が少なくとも第三国の提案の長所に等しいことを条件として、第三国の提案に対する優先権を与えられる。欧洲参加主体は、その協力計画に関する長所の判断に関して見解を表明する機会を有する。
- C. スペースシャトル及び SL の商業利用は、非差別的な基礎に立って行われる。アメリカ合衆国政府又は欧洲参加主体による SL ユニットの商業利用の基準及び条件の設定は、各々の政策の最大限実行可能な調和に向けて、当該基準及び条件に関する事前の意見交換を必要とする。例外的な場合において、これが不可能と判明する場合には、意見の交換はその後の最初の機会に行われる。
- D. アメリカ合衆国政府は、スペースシャトル・システムの運用及び管理の統合を確保するために、最初の SL ユニットの同政府への引渡しの後には、平和目的のためのその利用について最終決定を行う権利を含む当該ユニットに対する完全な管理権を有するものとする。アメリカ合衆国政府は、同政府が希望する最初の SL ユニットの変更を行うことができる。ただし、主要な変更が意図される場合には、欧洲参加主体にその見解を表明し、装備の変更を行うための機会を与えるように事前の通告が行われる。
- E. 最初の SL ユニットの第一回飛行に関して、システムの試験の目標は、アメリカ合衆国政府の責任となる。第一回の飛行の実験の目標は共同で計画する。以後

、この最初の SL ユニットの欧州参加主体及び ESRO による共同利用は、彼らの実費支弁方式に基づく利用を排除することなく、その有効寿命の期間中奨励される。その他の場合には、アメリカ合衆国政府が最初の SL ユニットを無料で無制限に利用する。

F. アメリカ合衆国政府は、SL を含むその宇宙ミッションに関連して、SL 飛行要員としての機会を欧州参加主体の国民に与える。欧州の乗員は第一回の SL 飛行の搭乗員に含まれることが企図される。

G. 共同 SL ミッションでの NASA 及び ESRO の実験の成果は、所有権及び事前の利用及び獲得したデータの公表のために個々の実験に与えられる通常の優先権に従って、この協定の締約国に自由に提供されるものとする。

H. ESRO 又は関係欧州参加主体は、欧州の国民によるスペースシャトル及び SL の利用の措置を講ずる。

第 8 条 経費

A. アメリカ合衆国政府及び欧州参加主体は、この協定に基づく協力計画への各々の参加の経費を負担するものとする。

B. アメリカ合衆国政府又は欧州参加主体のいずれも、この協力計画に基づき他方から調達した物品の開発において負担した政府の研究・開発費を回収しようとしてはならない。

C. 合衆国の打上げ場からの実費を支弁する打上げ業務についての財政的条件に関しては、欧州参加主体、その国民及び ESRO は、比較可能な政府機関でない国内利用者と同じ基礎に基づいて経費を負担する。

D. アメリカ合衆国政府及び欧州参加主体の義務は、各々の財政手続に従うものとする。

第 9 条 協議及び計画立案

- A. 締約国は、宇宙空間の利用における協力の継続及び拡大を容易にするために協議することに合意する。
- B. 欧州参加主体がスペースシャトル・システム、特に SL の計画立案及び利用における利益を決定しつつ表明する機会を高めるために、アメリカ合衆国政府は、協議を通じてかつオブザーバーとして、欧州参加主体の代表をシステムの利用のためのミッションの最終的な計画立案並びにシステムの全体的な開発の計画立案及び管理に参加させる。
- C. アメリカ合衆国政府は、スペースシャトル計画が継続されない場合に講ずべき適切な措置に関して欧州参加主体と協議し、合衆国の政策及び第 7 及び 8 条の目的に従って、欧州参加主体又は ESRO に SL 飛行のために開発される欧州参加主体のミッションのための既存の代替打上げ機を提供する。

第 10 条 人員及び物資の移動

- A. アメリカ合衆国政府及び欧州参加主体は、この協定に基づき協力計画に含まれる自国の領域への及び自国の領域からの人員及び物資の移動を容易にするものとする。
- B. アメリカ合衆国政府及び欧州参加主体は、政府所有物資に關税その他の税金の免除による入国を許可するように最善の努力を払うものとする。
- C. アメリカ合衆国政府及び欧州参加主体は、政府の所有に係るものではない物資に、(1) 關税その他の税金の免除による入国、及び、(2) 国税その他の税金の免除による購入を許可するように最善の努力を払う。

第 11 条 賠償責任

- A. アメリカ合衆国政府は、この協定の履行過程で生ずる自国民及び政府財産に対する損害についての完全な責任を有するものとする。欧州参加主体は、この協定の履行過程で生ずる自国民及びその政府資産に対する損害並びに、ESRO を通じて、ESRO の使用人及び ESRO の資産に対する損害についての完全な責任を有するものとする。
- B. アメリカ合衆国政府及び欧州参加主体は、SL を運搬するシャトルの打上げ、飛行又は降下により、この協定の締約国ではない国の国民に対して損害が生ずる場合に、国際法又は宇宙物体により引き起こされる損害についての国際責任に関する条約の諸原則に基づき、当該損害について共同責任を有する場合には、必要とされる解決のための支払の衡平な分担に関して迅速に協議するように合意する。アメリカ合衆国政府及び欧州参加主体は、180 日以内に合意に達しない場合には、1958 年の国際法委員会の仲裁手続に関するモデル規則に従って、当該請求の分担を決定するために早期に仲裁を行うように措置をとるため迅速に行動する。
- C. この協定の履行から生ずる、B に含まれない、この協定の締約国でない国の国民に対する損害の場合には、この損害は、その責任が関係法の範囲に入る場合に従って、アメリカ合衆国政府及び/又は欧州参加主体の責任となる。
- D. アメリカ合衆国政府は、A にかかわらず、欧州参加主体が供給すべき最初の SL に関して、その受領後は、当該最初の SL に対する損害について責任を有するものとする。ただし、同政府は、スペースシャトルの打上げ、飛行及び降下に関連して生ずる損害については責任を負うものではない。

第 12 条 紛争

協力計画の履行に関する紛争の解決は、この協定の第 3 条に定める機関の責任となる。アメリカ合衆国政府又は欧州参加主体の見解によると協力計画を重大かつ実質的に損なう紛争は、アメリカ合衆国政府の代表及び欧州参加主体の代表に

よる解決に付託することができる。これらの代表が紛争を解決することができない場合には、紛争は、合意される仲裁に付託することができる。

第 13 条 改正

この協定は、アメリカ合衆国政府又は欧州参加主体の発議に基づき、両締約国の同意により改正することができる。改正は、アメリカ合衆国及び欧州参加主体が、寄託政府にその承認を通告した場合に効力を生ずる。

第 14 条

A. この協定は、1973 年 8 月 14 日にアメリカ合衆国政府及び欧州参加主体によって署名される。この協定は、アメリカ合衆国政府及び批准又は承認を必要とせずに協定に署名する欧州参加主体については、この日に効力を生ずる。

B. 協定は、1973 年 8 月 14 日に署名しない欧州参加主体のために、1973 年 8 月 15 日から 1973 年 9 月 24 日までの期間開放される。この協定は、この期間に批准又は承認を必要とせずに協定に署名する欧州参加主体については、その署名の日に効力を生ずる。

C. A 又は B に基づき、批准又は承認を必要としてこの協定に署名する欧州参加主体については、この協定は、署名と同時に暫定的に適用される。この協定は、寄託政府への批准書又は承認書の寄託の日にこれらの欧州参加主体について効力を生ずる。

D. 1973 年 9 月 24 日以降、この協力計画への参加は第 15 条の規定に基づいてのみ行われる。

E. フランス共和国政府は寄託政府となる。

第 15 条 他の政府の加入

- A. 締約国の同意によって、かつ、締約国が合意する条件に従って、他の政府は、欧州参加主体としてこの協定に加入することができる。ただし、アメリカ合衆国政府の同意は、ESRO の現在の加盟国政府の加入については必要としない。
- B. 政府の加入は、A に基づき関係締約国がその同意を寄託政府に通告した後に寄託することができ、かつ、加入書の寄託の日に効力を生ずるものとする。

第 16 条 有効期間

この協定は、1985 年 1 月 1 日まで有効とする。ただし、協定は、少なくとも SL の第一回飛行の日から 5 年間有効である。この協定は、アメリカ合衆国政府又は欧州参加主体のいずれか一方が 1985 年 1 月 1 日以前又は 5 年の期間の終了以前に終了の通告を行わない場合には、一どちらの期限が適用されようとも—3 年間延長される。それ以降は、協定は、締約国が合意する期間延長されるものとする。

第 17 条 登録

- A. 寄託政府は、署名政府及び加入政府に署名、批准又は承認及び加入について通告する。
- B. この協定は、国際連合憲章第 102 条の規定に基づき寄託政府が登録するものとする。

以上の証拠として、下名は正当に委任を受けてこの協定に署名した。

1973 年 8 月 14 日にヌイイ・シュール・セーヌ(Neuilly sur Seine)において英語、フランス語、ドイツ語を等しく正文として作成しフランス政府に寄託される。この協定の認証謄本は、寄託政府が署名国政府及び加入国政府に送付する。